

# 第1章 プランの概要

## 1-1 策定の目的

盛岡市は、行政機関や商業・サービス業などの業務や居住などの都市機能が集積する県都として、さらには東北新幹線や東北自動車道の高速交通及び国道4号、国道46号、国道106号、国道396号、国道455号等が放射状に伸びる交通の結節点として、岩手県内はもとより北東北の交流拠点都市としての役割を担ってきました。

その中であって、盛岡市の中心市街地は、盛岡バスセンターや盛岡駅の地域公共交通の拠点機能はもとより、国・県・市などの行政機能、商業・サービス業・金融業をはじめとした経済機能、歴史遺産などの観光機能、そして大学・専門学校や医療機関などの高度な学術・医療機能が集積し、多くの面において地域を牽引する役目を担うとともに、都市の特色ある個性を内外に情報発信し、「まちの顔」として重要な役割を果たしてきました。

盛岡市が将来にわたって持続的に発展し、特色あるまちづくりを進めていくには、多くの面で地域を牽引し、居住や交流などの核となってきた中心市街地の活性化が重要との考えのもと、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、平成12年3月に「盛岡市中心市街地活性化基本計画」を、平成20年7月には「第1期盛岡市中心市街地活性化基本計画」を、平成25年12月には「第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画」を策定し国の認定を受け、中心市街地の活性化に関連する事業を推進してきたほか、平成30年度以降は、国の認定を受けない市独自の計画「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」を策定し、継続的に中心市街地の活性化に取り組むことで、商店街における街路を活用したイベント開催や、新盛岡バスセンターの開業など、「楽しむ、触れる、感じる つながるまちづくり」をテーマとした中心市街地の形成を図ってきました。

しかしながら、インターネット社会・車型社会の進行や、郊外への大型小売店の進出、消費者ニーズの多様化に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の消費行動やライフスタイルに大きな影響を与えました。また、内丸地区では、狭隘な敷地に建てられた多くの建物が築50年を超えて老朽化しており、近年では耐震性の確保や機能の拡張などを目的として官公庁の一部が盛岡駅西口地区に、岩手医科大学や附属病院の主要な機能が矢巾町に移転しており、こうした地域社会・経済情勢の変化に伴い、「まちの顔」としての中心市街地において、都市機能、経済機能の観点から低迷が見受けられるようになり、その優位性が相対的に低下しています。

このような状況下において、今後も、平成30年度に策定した「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」の考えを継承しながら、昨今の地域社会・経済の動向を踏まえ、中心市街地の事業者や商店街、市民及び市などが中心市街地の活性化に向け、それぞれが担う役割を理解し、相互に連携しながら、継続して中心市街地の活性化に取り組むために、新たなプランを策定することとします。

なお、国の認定を受ける中心市街地活性化基本計画は、核となるハード整備事業、又は相当規模でかつ継続的に行われるソフト事業を中心に、5年間の計画期間内に目標を達成する内容として策定することとされていますが、現時点では核となるハード整備事業等が具体化していないことから、国への認定申請は行わないものとし、今後、新たな事業が具体化した際に、国への認定申請を検討するものとします。

## 1-2 プランの名称及び実施期間

■プランの名称は、「第2期中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」とします。

名称は前プランである「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」から継承し、中心市街地を持つ多様な魅力や機能のほか、中心市街地区域内の4つのエリアに加えて、周辺エリアを含む区

域外のエリアをつなぐことで、相乗効果を生み出すことを目指すものです。

■実施期間は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とします。

## 1-3 中心市街地の位置と区域

### ■中心市街地の位置

盛岡市は、岩手県の県都として多くの都市機能が集積するとともに、岩手県内はもとより広く北東北の交流拠点都市としての役割を担っています。

盛岡市の中心市街地は、その中でも「みちのく盛岡広域連携都市圏」の中心ともなる内丸・盛岡城跡公園を中心とした位置としました。



### ■中心市街地の区域

区域の設定にあたっては、行政機能、経済機能、観光機能など多くの面において地域を牽引する役目を担うとともに、「まちの顔」として都市の特色ある個性を内外に情報発信する役目を担う地域であり、市民が「都心」や「中心市街地」という言葉で容易にイメージできることを重視し、これまでの中心市街地活性化まちづくりプランと同様に、図-1の区域とします。

具体的には、盛岡駅から大通・菜園地区を経て、内丸・盛岡城跡公園周辺、中ノ橋通の盛岡バスセンターを結ぶ範囲を中軸とし、都心循環バスの運行ルートが入った約218haの区域とします。

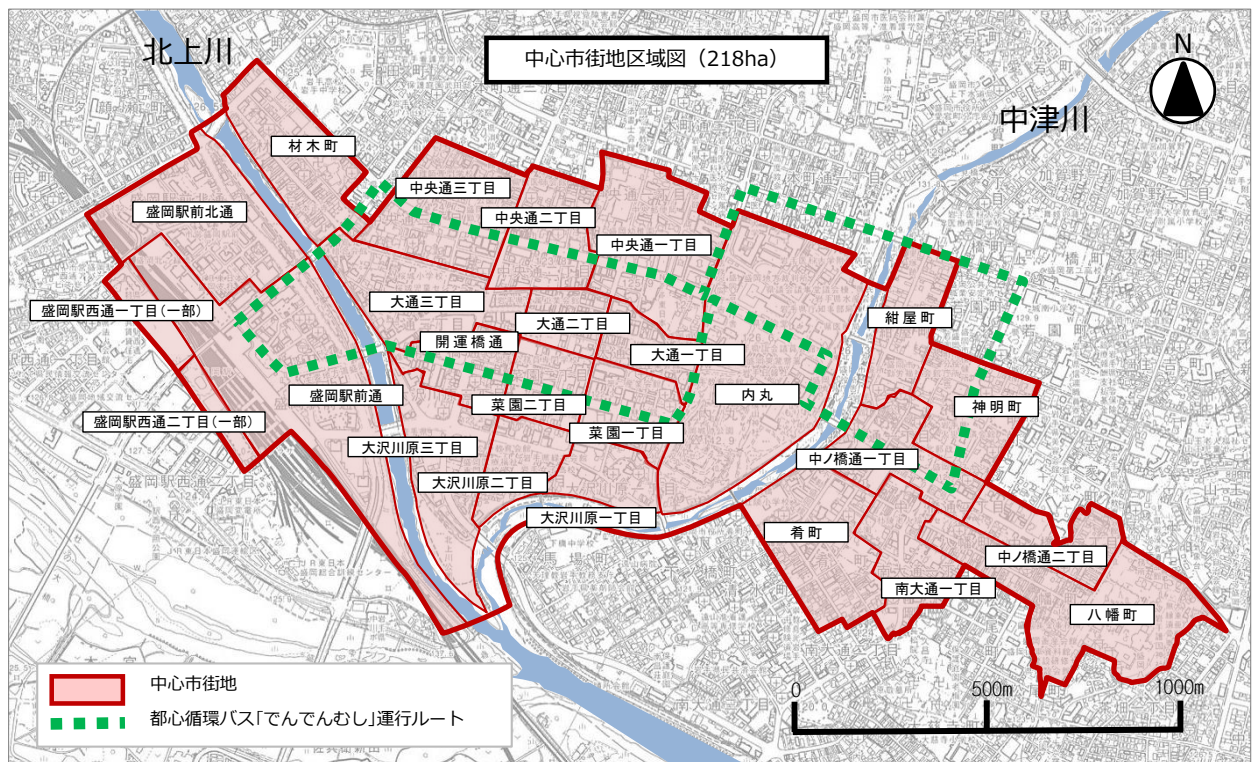


図-1 中心市街地の区域図

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/2,500、1/10,000)を複製したものである。(承認番号) 令和5年6月13日岩手県指令都第8-3号